国保だより

保険で〔診療できない 制限をうける〕場合

国保の保険給付は病気やケガをしたときの治療、入院、薬剤、看護などの医療費などのサービスがうけられますが、次の場合は保険で診療できない、あるいは制限をうける場合です。

診療できない場合

。美容整形……隆鼻、二重まぶた、豊胸など美容のための整形一切。
。健康診断など……何の症状もないのに受ける健康診断や予防注射。
。正常な妊娠、出産……正常な妊娠や分娩は認められません。(ただし助産費は支給されます。)
。継続療養……前の保険で継続して療養中のもの。
。その他……日常生活にさしさわりのないどもり、色盲わきが、にきび、そばかす、あざ、ほくろなど。

給付の制限をうける場合

。自分でわざとやった行為や犯罪による行為で病気になったりケガをした場合。
。酔っぱらってけんかなどしたための病気、ケガの場合。
。医師の指示に従わない場合。
。詐欺または不正行為により保険給付を受け、また受けようとした場合。

美容整形

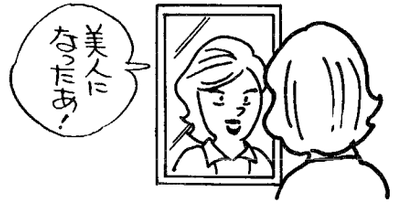

「越後鎌若手後継者研修に参加して」

越後鎌産地振興事業として若手後継者による他産地交歓視察研修が村の助成を得て、去る二月十五・十六日、土佐刃物の中心地である高知県土佐山田町で実施されました。

以下その概要をご報告申し上げます。

同研修は月潟村鎌工場の若手後継者、小林誠以下十名と役場産業課長、商工会経営指導員が参加し、新築間もない土佐山田町商工会館を会場に二月十五日午後一時から土佐刃物業界の役員、若手後継者十名の出席を得て、刃物業界の現況と将来の展望を中心に率直な意見交換を行い、翌日午前中は共同熱処理工場、土佐刃物流通センター等実地研修の日程で行なわれた。

土佐刃物業界は鎌を始め、庖丁、鉈、斧、鍬、鋸、鳶等が土佐山田町を中心に生産され、二百四十工場に及ぶ。組織としては各業種別組合があり、その組合が集まって、土佐刃物連合協同組合があり、高知県に於ける刃物業界に関するすべての事業の主体となって活動している。又この刃物連合には刃物問屋、二十一社、鍛造用機械を製造している工場等も加入しており業界が一体となっていることを強く感じさせられた。

この土佐刃物連合が強力に指導し成果を挙げているものに、共同熱処理工場、刃物流通センター、セラミックを用いた鍛造炉の完成等がある。

土佐刃物連合の指導方針として、各工場の集約化より、作業工程の分業化、協業化を図ることにより産地形成の維持発展をめざすとしていることから共同熱処理工場が作られ、二人の女性で組合員の各種刃物の焼入れ、焼戻しを行なっている。

又販売面では問屋への完全依存から脱却し計画的生産、在庫、販売を目的に土佐刃物流通センターを設立、組合員の製品を七割支払って在庫し問屋へ販売した時残金を精算するしくみで運営している。(年間取扱高一億五千万円)

これにより問屋対生産者の地位の向上、製品と価格の面から組合員相互の間の技術水準の平準化にも成果を挙げつつある。加えて今後、柄付け包装等を流通センター自身で行い商品化して、直接ホームセンター或いは他産地問屋へ販売することも検討中である。(現在概に一部実施中)

その他同センターには全国各地から買い集めた各種の刃物製品が八百種類以上陳列されており新製品開拓の熱意がうかがわれた。

最後に小型鍛造炉であるが高知県工業指導所と共同で開発したもので、レンガに換えてセラミックを用い、重油に換えてLPガスを燃料としているため、騒音・清潔・耐久性・温度上昇時間の短縮による低燃費等いくつかの利点があげられている。(価格十五万円程度)

以上で粗雑な研修報告と致しますが、この研修を通して「実践あるのみ」を痛感した一人であります。

今後越後月潟鎌が産地として生き続けるために、この研修に参加された若手後継者の皆さんの活躍をご期待申し上げます。

月潟村商工会
経営指導員　大橋輝夫

転出 転入 の手続きはお忘れなく

毎年、三・四月は転勤や入学・就職などで引っ越しのシーズン。忙しさに追われて、つい忘れがちなのが転出、転入届けです。

この手続きを忘れると選挙で投票できなかったり、国民年金の給付を受けられないなど、さまざまな不都合が生じることもありますので、届出は忘れずに出しましょう。

〔転　出〕

指定の用紙に転出先の住所などを記入し、住民課窓口で転出証明書をもらいます。

印鑑登録証や、国民健康保険証は返却し、新住所地で新たに交付申請することになります。又、就学児童のある家庭では学校から在学証明書もお忘れなく。

〔転　入〕

転出時に渡された転出証明書を提出し転入届けをしてください。国民健康保険加入者は保険証の交付申請を。

尚、郵便局にも住所変更届けを出しておくと何かと便利でしょう。

保育園でひなまつり

今年卒園する「ひまわり」「ふじ」ぐみのみなさん

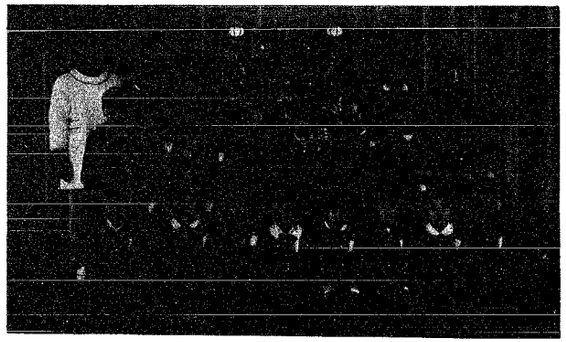

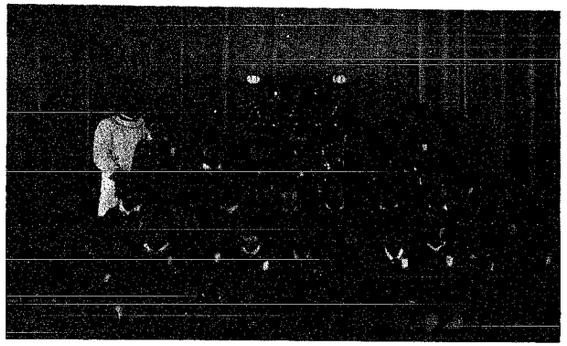

消費者の窓

契約に関するQアンドA

ネガティブ・オプション

Q　ある日、申し込んだ覚えのない美術全集の一巻が送られてきました。案内書には「こん包を開封した場合は購入の意思があるものとして、十日以内に代金を支払ってもらいます。購入意思がない場合は、開封せずに五日以内に返送すれば代金を支払わなくても結構です」と書いてあり突然のことで迷惑しています。返送しなければならないでしょうか?

A　ネガティブ・オプションと呼ばれる通信販売の方法です。返送または購入しない旨の通知をしないと、業者が勝手に〃購入を承諾した〃として代金を請求してくるものです。

(一定期間を経過すれば自由に処分できます)

このような場合、代金を支払う必要もなく、また、返送する必要もありません。

訪問販売等に関する法律では、購入の申し込みをしない人に商品を送った業者は一定期間(三カ月、商品の引き取りを請求したときは一カ月)を過ぎると、商品の返還を請求できなくなる、と定められています。ただし、保管期間中に、商品を使うと購入を承諾したものとみなされ、代金を支払わなければならなくなりますので注意してください。

また、家族のだれかに商品が送られてきて、本人のいない間に包装を解いて使ってしまったりすることもあり得ますので、開封はよく確認してからにしましょう。